

論説

山岡鉄舟と禅・書・剣（三）

島 行道

四 鉄舟の書の系譜

鉄舟の書については、これまで数多くの研究書が公刊されているが、その筆頭に挙げなければならないのは寺山葛常氏の『鐵舟と書道 書美の本質とその深化』（巖南堂書店、昭和52年）であろう。本書は、鉄舟の書を多数掲げるとともに、顕微鏡まで用いて鉄舟書を分析するなど、実に多方面から徹底して研究をしたものである。同氏にはまた『三舟及び南洲の書』（巖南堂、昭和57年）という書もあり、鉄舟の書を研究しようとするれば、先ずはこれらを紐解かねばならない。

次に岩佐寛編著『山岡鉄舟 書の師匠 岩佐一亭』（郷土出版社、改訂三版、平成5年）は、鉄舟が飛騨時代の師匠、岩佐一亭に宛てた入門許可願いや多数の書翰が掲載されており、若き日の鉄舟を研究するには逸することが出来ない。

さらに没後百年記念『山岡鉄舟居士遺墨集』（筆禅会、昭和63年）は、各機関、個人が所蔵する鉄舟の名品を多数収録しており、鉄舟書の鑑賞には格好の書物である。



山岡鉄舟肖像（寺山旦中氏所蔵）

以上のほか、丸山牧田『全生庵記録抜萃』（全生庵、大正7年）、阿部正人『鉄舟隨筆』（光融館、明治36年）、牛山栄治『山岡鉄舟の一生』（春風館、昭和42年）、大森曹玄著『山岡鉄舟』（春秋社、新装版、昭和58年）、小倉鉄樹『山岡鐵舟先生正伝 おれの師匠』（島津書房、平成13年）などにも鉄舟の書についての叙述があって、参考になる。

鉄舟は、全生庵に残されている『鉄舟偶語』の中で、自分の書風について

拙書八支那何人ノ書風ナルヤ御尋ニ付御答、
唐韓方明ヨリ釋僧空海入唐シテ直傳ヲ受タル十二執筆ノ法ナリ、
幼年ノ頃、古傳統五十二世飛驒國人岩佐一亭ニ從ヒ學ヒタレトモ、
書ハ尤拙シ、然レトモ數年カキナレタル處アリテ、天地萬物悉ク
皆一筆ニ歸スル處ヲ發明ス、故ニ終日幾万字ヲ書スレトモ、曾テ
勞セス、倦サルアリ、其書風ノ如キハ自己流ニシテ甚ミニクシ、
他ノ二条ハ更ニ不知事ナレハ御返答ハナリカタシ

と語っているように、幼年の頃、飛驒高山で岩佐一亭（1779～1858）から書の手ほどきを受けた。

岩佐家に残されている史料に依れば、鉄舟は嘉永3（1850）年3月1日に次のような「書法入門之式一札」を提出した（前掲『山岡鉄舟書の師匠 岩佐一亭』口絵）。

書法入門之式一札

始而就書法入門之時、正心潔齋謹之、御傳授相請之事

誓約

- 一 入木道口傳手授之旨、縱令雖爲親戚同心、一切不可論說事
- 一 不受皆傳之許狀、修行未熟之中、猥致傳授間敷事

右之條々、自今以後、堅致守持候者也、萬一於違犯者、可蒙筆硯童子之御罰者也、仍而誓約如件

武州

小野鉄太郎

嘉永三庚戌年三月朔日

橘高歩 (印) (印)

一亭岩佐善倫先生

机下

そして同年上冬に「入木道免許状」を与えられている(『山岡鉄舟 書の師匠 岩佐一亭』76頁写真)。鉄舟15歳の時であった。僅か半年餘の間に許状を与えられているので、先学はいろいろ議論をしておられるが、鉄舟の上達がそれほど早かったということであろう。因みに一亭自身は文化九(1812)年5月12に池^{ちれいさんじょうけい}鈴山定慶に入門し、文化13年11月に許状を与えられている。

ところで鉄舟は、右の「書法入門之式一札」を提出する際に、一亭に宛てて

以乱筆申入候、昨夜者御出被成、難有存候、然者大師南無阿弥陀佛裏うちさせ候故、上を切申候間、うらへはりをき候間、宜敷御めん可被下候、

一、岡本先生入木書并入木道入門之一札、反上仕候、并二私愚書仕候、入木道入門之一札さし上候、早々、以上

一楽齋

君明先生

玉案右へ

と書いており、既に「一楽齋」の号を使用している。この史料は余り注目されていないようであるが、これによれば、鉄舟は「書法入門之式一札」を出す以前から「一楽齋」の号を使用していたようである。従って、鉄舟が「一楽齋」の号を一亭から与えられたのだとすれば、嘉永3年3月よりも前に、既に一亭の下で書の手ほどきを受けていたと考えなければなるまい。

『山岡鉄舟 書の師匠 岩佐一亭』には、一亭が鉄舟に与えた「許状」の下書きが写真版で掲載されている。それによると一亭は、鉄舟に「大師伝来十二点」、「永字八法」、「永字七十二点」、「変体附法(八

分書点画、草行楷点画)」、「篆書法(別梵字之書法)」を授け、許状の最後に

嘉永三年庚戌上冬

飛州高山

岩佐善倫

印

印

小野橋高歩君

と書いている。この「許状」の実物を探すべく、筆者は全生庵の所蔵史料を調査したことがあるけれども、残念ながらその原本を見出すことは出来なかった。

五 鉄舟の書禅一味

鉄舟は嘉永4(1851)年9月に母を、翌嘉永5年閏2月に父を亡くし、同年7月29日、江戸に戻った。鉄舟は江戸からたびたび一亭に手紙を送っているが、安政元(1854)年7月26日の書翰には次のように書いている。

猶以面白古書類者御手二入候哉、私方二而者何も面白き物者一向無之、唯々草戯二而唐詩撰等を見出し、楽しミニ致し居候、唯今者筆道極意、真書を心得候人者且而無之、先生と小子已二而、江戸二者書等者思ひもよらず、書法少々も心掛候仁者なか々々無之儀二御座候、御深伝之程、難有奉存候、何も取急き後便、萬々可申上候、何分御返書奉願候、以上

一亭先生

東都 一楽齋 拝

尊下

「書法少々も心掛候仁者なか々々無之」とは、凄まじい自負心である。故に鉄舟は、江戸では、新たに師匠を見つけることはしなかった。「其書風ノ如キハ自己流」と言っている通りである。

しかし特定の師匠に就くことはなかったとしても、各種の法帖を臨^{りん}摸^もすることはあった。中でも王羲之十七帖を最も良とし、宋の脩内司^{しゅうないし}

本を愛玩していた。弟子の千葉立蔵が書を学びたいと言った時、鉄舟がこの法帖を贈ると、千葉はこれを翻刻して知人にも頒^{わか}ち、原本は日光東照宮に納めたという。『全生庵記録抜萃』には、明治15年12月に鉄舟が書いた漢文の「題翻刻宋脩内司本十七帖後」が載せられているが、鉄舟の題跋の記された「宋脩内司本十七帖」は、まだ探し当てていないが、この題跋の草稿と思われる左のごときものが残っている(個人蔵)。

世二十七帖多シ、此宋脩内司本ヲ見テ其神^(判読不能)ヲ知ル、最第一ノ帖トス、玉アレトモ見ル眼ナケレハ瓦礫ノ如シ、如何トナレハ即今ノ書家健腕直筆ノ外貌ニ凝滞シテ無上ノ書法トス、是眼ナキ所謂ナリ、夫入木ノ道ハ腕ニアラス、體ニアラス、心ニアラス、腕體心共ニ忘レテ初テ天地同體、萬物悉ク一筆ニ歸スルノ妙處アリ、是ヲ自得セサレハ此帖ヲ見ルモ又瓦礫ノ如クナラン、此帖予久シク蔵ス、千葉氏ニ贈、同氏再刻、諸同志人ニ贈ラントス、因而一言ヲ書シ序トス

さらに鉄舟は、本稿冒頭に掲げた『鉄舟偶語』でも「天地萬物悉ク皆一筆ニ歸スル處ヲ發明ス」と書いていたが、この境涯は全く禅法と軌を一にしている。由来、鉄舟の書には禅語もしくは仏教関係の詩句を記したものが多く、揮毫をする時には、禅の四弘誓願文の「衆生無辺誓願度」云々を唱えながら書いたとさえ伝えられている。

鉄舟は明治17年5月には、白隠禅師の国師号宣下にも尽力し、全生庵には、白隠禅師の「主心お婆々粉引歌」を筆写したものも残されている。鉄舟にとっては、書禅一味であったのである。

六 鉄舟の剣禅一味

鉄舟はまた、無刀流を開いた剣の達人でもあった。故に鉄舟が書き残した文書には、剣に関するものが多い。ここでは鉄舟が開いた無刀流剣法の修行規則(全生庵所蔵)を紹介しておこう。

無刀流劔法修行規則

無刀流ノ劔法者事理一致ヲ修行スルヲ以テ第一トス、諸流ノ元祖各一流ヲ開キシハ其劔法ニ於テ發明スル処ヲ以テ流義ヲ立シモノ也、当今各其流法ヲ守リ、真ニ之ヲ修行スル者ナシ、一般ニ長竹刀ヲ以テ唯勝ヲ争而已、是如何ナル故ト考ルニ劔法ノ至理ヲ知ル者ナキヨリ、唯流行ニ走り、外見ノヨキヲ主トス、故ニ実地真劔ノ場ニ至リテハ、タトヘ勝ヲ得ルモ僥倖ニイテ、真ニ明白ノ勝トハ云難シ、予カ見ル処ハ是ニ異ナリ、外見体裁ニ不拘、真ノ理、自然ノ勝ヲ以テ安心ノ地トス、此道ノ真理ヲ修セント欲セハ、初心ノ者、予カ門ニ入ルハ三年ヲ期シ、身体充実スルヲ規則トス、則身体ヲ鍊ルハ天然自然、無理ヲナス、劔法ノ本体備リ、他流ニ立向フトモ、流義ノ本体ヲミタサ、ル位置ニ至ル者ナリ、実ニ劔法修行ヲ為ントセハ、予カ門ニ入シ人三年ノ間ハ当今流行ノ劔法道場ニ行キ、猥リニ試合ヲナスヲ禁ス、是予カ門ニ入シ人ヲ他ニ出スヲ嫌フニアラス、流義ノ体ヲ備ヘントセシヲ破ルヲ嫌ヘルナリ、劔法真ノ修行ヲ望マサル人ハ、決シテ予カ道場ニ来ルヲ好マス、無益ノ勞ヲ費スハ予カ好ム処ニアラス、古ヨリ諸流派、他流試合ヲ禁ス、劔法免許ニアラスンハ許可セス、是則諸流ノ元祖、艱難辛苦シテ其道ヲ發明シテ、流義ヲ立テシ所以ナリ、誓テ真ノ劔法修行ノ士ニアラスンハ、我カ道場ニ来ル事ナカレ

明治十五年七月

劔道中興無刀流開祖 山岡鐵太郎

右の修行規則に「事理一致」とあるが、これが禅の精神と軌を一にすることは言うまでもなからう。全生庵に残っている別の史料で鉄舟は

劔法者無敵ノ場ニ到リタルヲ以テ至極トス、優劣アルトキハ無欲トハ云難シ、皆心ノナス処ニテ、優者ニ向トキハ心ト、マリ、太刀控ヘテ不運、是我心ニ敵ヲ求、自ラ心ヲト、メ、太刀控ヘテ運

ハサルナリ、劣者二向トキハ心延ヒ、太刀自在ヲナス、是我心ニ
 自在ト想フトコロヨリ(判読不能)ナリ、是心ノ外ニハ一切ナキモノナ
 リ、修行者数十年ノ苦行ヲナシ、只身体ノ働ト太刀ノ運ヒ計ヲミ
 ルハ非ナリ、予カ發明スル処ヲ仮ニ無刀流ト称ス、心外ニ刀ナキ
 ナリ、無刀ト云心モ無ト云事ナリ、心ト、マレハ敵アリ、心ト、
 メサレハ敵ナシ、是場ヲヨク昼夜工夫ヲ凝シテ怠ラサレハ、一旦
 豁然トシテ無敵ノ処ヲ發明スル事アラン、必疑ヲ不容、修行アル
 ヘシ

とか、

奪敵不奪我

奪我不奪敵

我敵俱奪

我敵俱不奪

右無刀流四位

とか書き留めている。前者の「心ノ外ニハ一切ナキモノナリ」という
 表現が、禅の心外無別法に由来し、後者が臨済の四料簡を基にしてい
 ることも疑いの余地がない。まさに劍禅一味であった。

(完)

著者プロフィール



島 行道(本名/善高)

昭和27年、佐賀市生まれ。名城大学助教授、
 早稲田大学助教授を経て現在、同大教授。専
 攻、日本法制史。編著書に『近代皇室制度の
 形成』(成文堂)、日本立法資料全集『明治皇
 室典範』上下(信山社)、『元老院国憲按編纂
 史料』(国書刊行会)、『副島種臣全集』(慧文
 社)など。平成6年、人間禅白田劫石老師に
 入門。現在、人間禅布教師。